

木造住宅耐震改修工事業補助金 代理受領のご案内

代理受領とは

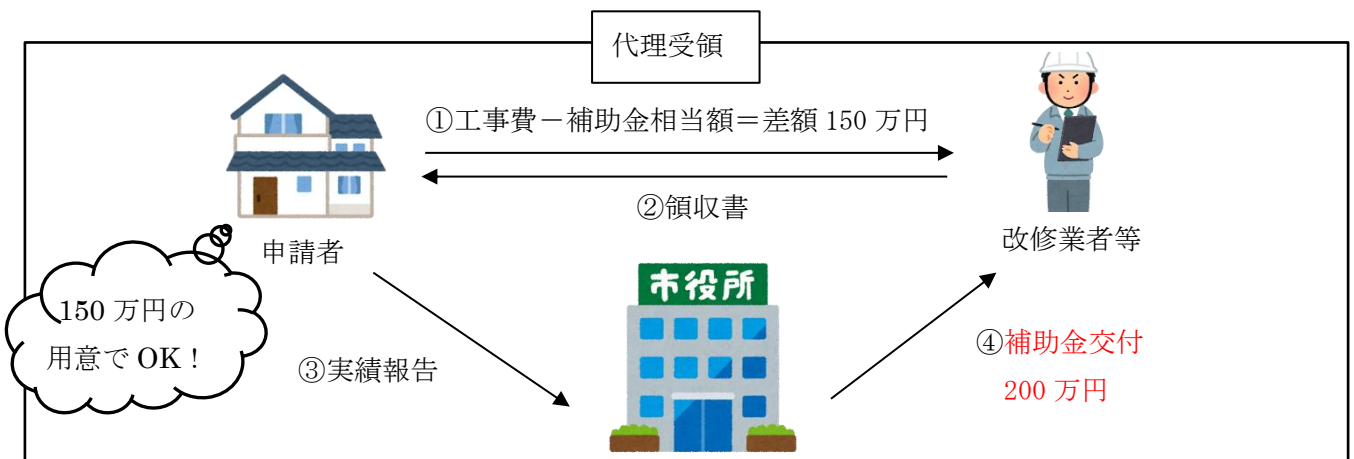
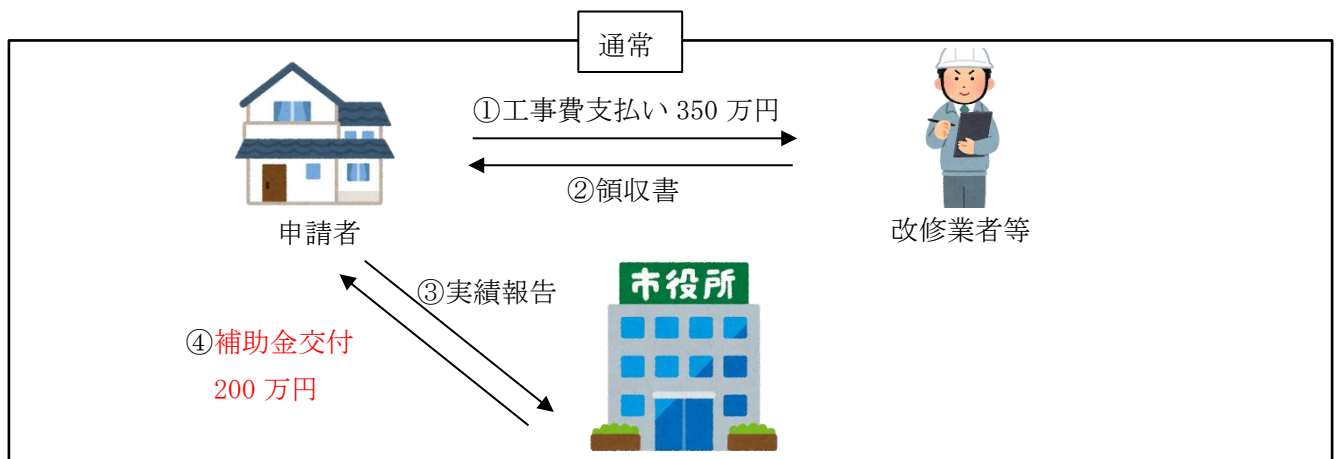
木造住宅耐震改修工事業に係る工事等を行った者が補助金の交付対象者から委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。

補助金の交付対象者は工事費と補助金の差額分のみを用意すればよくなり、当初の費用負担を軽減することができます。

代理受領ができる事業

- ・ 木造住宅耐震改修工事業

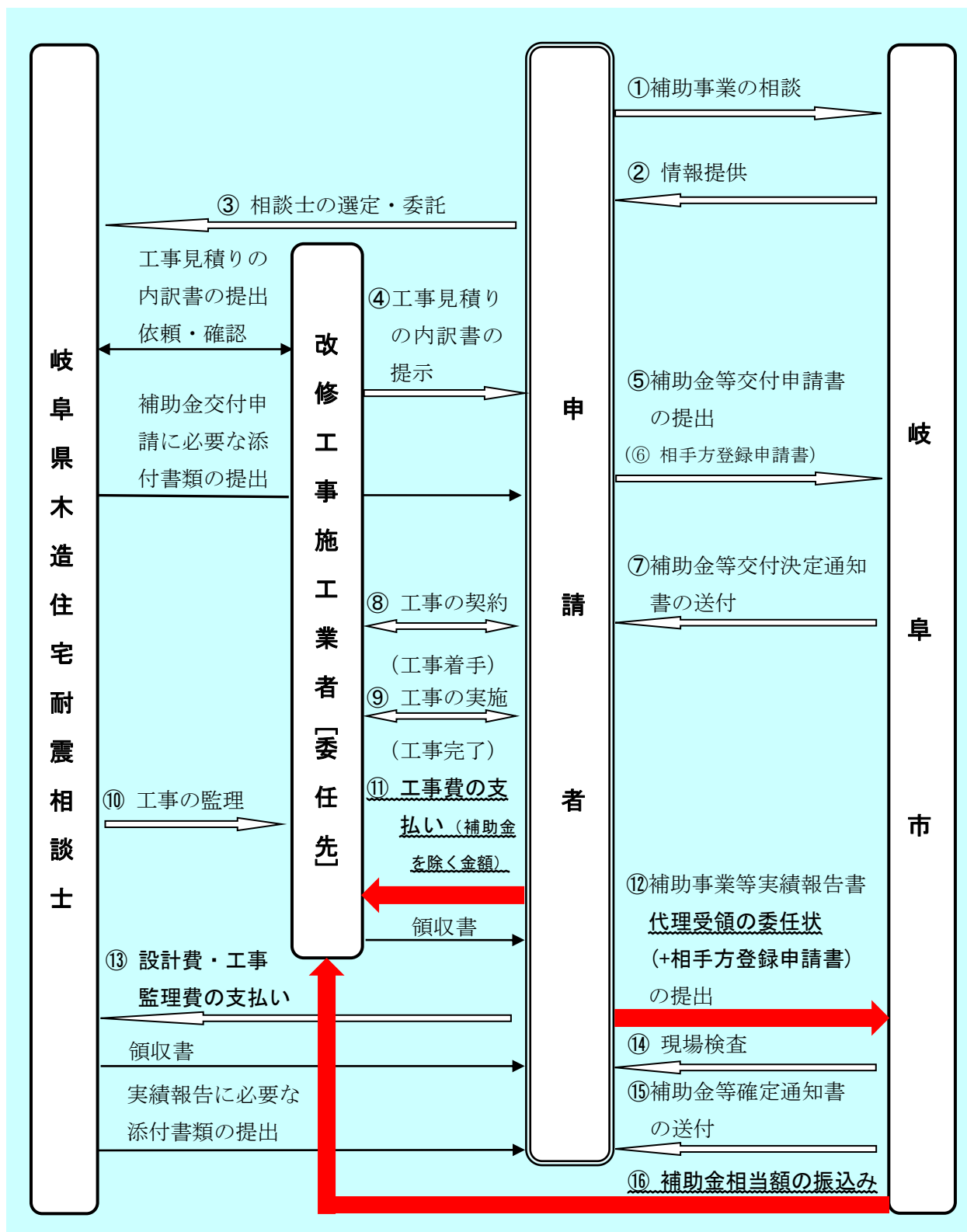
(例) 工事費 350 万円、補助金額 200 万円の場合



<注意事項>

- ・ 委任先は、建設業法の許可を得た施工業者に限り、原則、1 者としてください。
- ・ 補助金相当額の交付・振込（④）は、実績報告（③）を受理してから、約 1 ヶ月半後になります。補助金の交付対象者と施工業者双方でよく協議した上でご利用ください。

代理受領制度を利用した場合の流れ



※⑫⑯が通常の流れとの相違点

＜お問い合わせ先＞ 岐阜市 まちづくり推進部 建築指導課

TEL : 058-265-3904 FAX : 058-264-1760